

全ト協発372号(環)
令和6年10月15日

各都道府県トラック協会 会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本 克己



速度制限装置(NR)機能の一時的解除の取扱いについて

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、速度制限装置(NR)については、牽引能力を高める一方で空車時も作動するため、制限された速度での走行となりドライバーの労働時間の長時間化が課題とされております。このため、当協会では、特殊車両を使用する専門部会を中心に更なる輸送の効率化を推進するため、国土交通省に対し空車時における速度制限装置(NR)機能の解除を要望して参りました。

今般、当会の要望を踏まえ、国土交通省より別紙「速度制限装置(NR)機能の一時的解除の取扱い」において、牽引車のNRの機能を一時的に解除する場合の取扱いが示されましたのでお知らせいたします。

なお、NR機能を解除することができる車両型式は限られ、現在、各メーカーにて準備中であることを申し添えます。

つきましては、本趣旨を踏まえ貴協会傘下の関係事業者へ周知いただきますようお願いいたします。

(本件に関するお問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部
電話：03-3354-1045

国自基第90号の3
国自整第150号の3
国自技環第103号の3
令和6年10月2日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

物流・自動車局 車両基準・国際課長
自動車整備課長
技術・環境政策課長

速度制限装置（NR）機能の一時的解除の取扱いについて

標記について、別紙の通り各地方運輸局自動車技術安全部技術課長、沖縄総合事務局運輸部車両安全課長、日本自動車工業会会長及び日本自動車輸入組合理事長に通知しましたので了知頂くとともに、遺漏なきようお願いいたします。

国自基第90号
国自整第150号
国自技環第103号
令和6年10月2日

各地方運輸局自動車技術安全部部長 殿
沖縄総合事務局運輸部部長 殿

物流・自動車局 車両基準・国際課長
自動車整備課長
技術・環境政策課長

速度制限装置（NR）機能の一時的解除の取扱いについて

本年4月に自動車の運転業務の時間外労働等に係る規制強化が適用されているところ、今般、公益社団法人全日本トラック協会から、更なる輸送の効率化を推進するため、牽引車において、被牽引車が空車時に限って一時的にNRの機能を解除する場合の取扱いについて相談があった。

牽引車については、NRが機能していることを前提として、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年7月15日国土交通省告示第619号）（以下「細目告示」という。）別添96「連結車両の走行性能の技術基準」2.3.を適用して被牽引車との連結に係る検討が行われているところ、今般、牽引車のNRの機能を一時的に解除する場合の取扱いを下記のとおり整理したので、遺漏なきよう取り扱われたい。

記

次の1.及び2.の条件を満たす場合であって、かつ、3.の手続きを行う場合には、一時的に解除可能なNRを装備してもよいこととする。

1. 車両構造に関する条件

以下を含め、NR機能を解除した場合における牽引車の最高速度に対応して適用される保安基準の各規定に適合していること。

- 保安基準第8条に規定する速度抑制装置を備えていること（NR機能を解除した場合における牽引車の最高速度が90キロメートル毎時を超える場合に限る。）。この場合、牽引車においては、細目告示別添1「大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」中、5.に規定する運転者の見やすい位置への表示を確実に行うこと。
- 保安基準第9条に規定する走行装置については、NR機能を解除した場合における牽引車の最高速度に対応した負荷能力を有するタイヤを備えていること。
- 保安基準第12条に規定する被牽引車の制動装置については、NR機能を解除した場合における牽引車の最高速度に対応した制動能力を有する制動装置を備えていること。

- ・細目告示第 15 条、第 93 条及び第 171 条に規定する衝突被害軽減制動制御装置及び保安基準第 43 条の 6 に規定する車線逸脱警報装置を備えていること（高速道路等を運行するものに限る。）。
- ・保安基準第 8 条及び第 53 条に基づき規定される別添 96「連結車両の走行性能の技術基準」2.3.により牽引自動車の前面及び両側面に表示する最高速度に係る標識については、当該標識の付近に「制限車」と同程度の大きさの文字により「積載時に限る」と追加表示すること。

2. 運用に関する条件

以下の NR 機能を解除する場合の条件を自動車使用者及び運転者が理解し、遵守すること。

- ・NR 機能の一時的な解除は、非連結状態または被牽引車との連結時において被牽引車が空車時に限ること。
- ・NR 機能を解除して運行した状況を乗務の記録（いわゆる「日報」）や運行記録等に記録すること。

3. 解除可能な NR への改造に関する手続き

① 自動車検査証、基準緩和認定書の記載

一時的に解除可能な NR への改造を行った車両は、安全確保の観点から運転者が自ら NR 機能を適切に作動させる必要があるため、以下に掲げる基準緩和の制限事項を追加する。

【制限事項】

- ・NR 機能の解除は非連結状態または被牽引車との連結時において被牽引車が空車時に限る。
- ・NR 機能を解除して運行した場合は、乗務の記録（いわゆる「日報」）等に記録すること。

今後、使用の本拠の位置を管轄する基準緩和業務を行っている地方運輸局自動車技術安全部技術課等（以下「技術課等」という。）は、使用者から基準緩和認定書（一括緩和を除く）の差し替え依頼があった場合、上記 1. 及び 2. の条件を満たすこと、並びに解除可能な NR への改造が自動車製作者により確実に行われたことを別紙 1 装着証明書で確認後、基準緩和認定書に制限事項を追記し、自動車検査証の記録事項変更の手続きを案内する。

運輸支局等の検査窓口担当者は、一時的に解除可能な NR への改造を行った車両の自動車検査証記録事項変更等の申請があった場合、自動車検査証に記録している「速度制限装置付」を「速度制限装置付（解除機能付）」に変更するとともに、3. ①の制限事項を記録し、自動車検査証を返付すること。

なお、基準緩和認定書の差替えを行うことなく運輸支局等の検査窓口使用者が当該記録事項変更で来所した場合であっても、上記 1. を満たした改造が自動車製作者により確実に行われたこと、及び 2. を自動車製作者から自動車使用者に確実に伝達されたことを、別紙 1 装着証明書で確認し、運輸支局等の検査窓口担当者より技術課等へ電話連絡等の方法により基準緩和認定書の差し替えの調整が技術課等と出来た場合に限り、技術課等の指示で当該自動車検査証の記録事項変更を行って差し支えないものとする。この場合、運輸支局等の検査窓口担当者は、基準緩和認定書（一括緩和を除く）を差し替える必要がある旨を使用者へ伝え、技術課等を案内するとともに当該自動車検査証の記録事項変更の処理を担当部署と調整し処理を行うものとする。

② 検査時の確認

継続検査等においては、従来通り NR の機能及び運行中機能する装置の保安基準適合性を確認するものとする。なお、NR の機能確認については、「速度制限装置が装着された大型トラクタの速度制限装置の機能確認等について（平成 8 年 12 月 27 日自技第 241 号・自整第 237 号）」のとおり取り扱って差し支えない。

4. 使用者が変更となった場合の取り扱い

既に自動車検査証の記録事項に「速度制限装置付（解除機能付）」の記録がある車両について、使用者が変更となり新たに基準緩和を申請する場合、装着証明書の再発行は不要とし、新たな基準緩和認定書には、3. ①の【制限事項】の記入を行って差し支えない。

